

福井市建設工事の積算内訳の事後公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の予定価格の積算内訳（以下「積算内訳」という。）の事後公表に関し、福井市建設工事の情報の公表に関する事務取扱規則（平成13年福井市規則第29号の2。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 積算内訳 工事の予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、単位及び金額を明示したものをいう。
- (2) 事後公表 契約の締結後、積算内訳を市民に公表することをいう。
- (3) 予定価格 福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第96条（規則第106条において準用する場合を含む。）の規定に基づき算出した価格をいう。

(事後公表の対象となる工事)

第3条 積算内訳を事後公表する対象は、予定価格が130万円を超える工事（単価契約によるものを除く。）とする。ただし、事後公表することにより、その後の事務に支障をきたすおそれがある工事を除くこととする。

(事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。この場合において、積算内訳書は、表紙と積算内訳から構成され次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

- ア 工事名
- イ 施工場所
- ウ 施工期間
- エ 設計工事費
- オ 工事概要

(2) 積算内訳に記載する内容

ア 一般土木工事（工事工種が体系化された工事）

工事区分、工種及び種別については、工事工種体系のレベル1から3に準じるものの名称、単位、数量及び金額を記載する。細別及び規格については、工事工種体系のレベル4から5に準じるものの名称、単位及び数量を記載する。

イ 建築工事及び建築設備工事

工事費内訳、種目別内訳及び科目別内訳の名称、単位、数量及び金額を記載する。

ウ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、名称、単位、数量及び金額を記載する。

エ その他の設備工事等についても、上記ア、イ及びウと同様に扱うものとする。

(事後公表の時期)

第5条 事後公表の時期は、次の各号のいずれかの時期に行うものとする。

(1) 一般競争入札及び指名競争入札による工事については、契約締結後、速やかに行うものとする。

(2) 随意契約による工事については、契約内容等の公表に合わせて行うものとする。

(事後公表の期間)

第6条 事後公表の期間は、規則第8条3に記載の期間とする。

(事後公表の方法)

第7条 事後公表の方法は、規則第9条に記載のいずれかの方法により行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に執行伺を起案し入札・契約を締結した工事から適用する。

別表（第4条関係）

工事工種体系表

レベル	名称	内容	補足説明	備考（例）
レベル0	事業区分	予算制度上及び事業執行上の区分	工事数量総括表には明示されていない。発注時の予算科目を示す。	・河川改修 ・道路新設・改良
レベル1	工事区分	工事発注ロット及び発注者考慮してレベル0を分割したもの	通常、1年の工事として発注される区分。	・築堤・護岸 ・道路改良
レベル2	工種	レベル1を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称	複数の工事区分で共通に行われる工種については、主体となる工事区分で体系化している。	・法面工 ・地盤改良工 ・擁壁工
レベル3	種別	体系全体の見通しを良くするために、レベル2とレベル4をつなぐレベル区分	工種によっては、表示しない場合もある。また、可能な限り、施工順序に従った構成とする。	・掘削工 ・場所打杭工
レベル4	細別	工事を構成する基本的な単位目的物若しくは単位仮設物であって、単位とともに契約数量を表示するレベル	検収対象となる単位目的物と、検収対象とならない単位仮設物がある。積算時にはこのレベルが価格算出の基本となる。	・コンクリート ・鉄筋
レベル5	規格	レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格並びに契約上明示する条件	レベル4に付随して表示するレベルで、総括表では原則としてレベル4と同行に記述されるレベル。	・24-8-25N（コンクリートの規格）
レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示していないもの	費用構成としての積算項目と、積算上の最小構成単位としての歩掛項目から構成されている。	【積算項目】 ・運搬費など 【歩掛項目】 ・ダンプトラック運搬

備考

- この表は、事後公表レベルの判断基準を例示したものであり、全ての工種を網羅しているものではない。
- 特殊な機器や施工に係る単価等、公表することで他の工事における適正な入札執行を阻害するおそれがあると認められる事項は、公表しないことができる。